

鹿児島女子短期大学学生のメディア関連教育等に関する協定書

株式会社南日本放送（以下「甲」という。）と鹿児島女子短期大学（以下「乙」という。）は次の通り協定を締結する。

（目 的）

第1条 甲と乙は相互に連携協力し、甲が運営するプログラム・イベントや甲の人材を活用し、双方のメディアを活用した情報編集・発信の充実を図るとともに、乙の教育の向上に寄与する。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、以下の内容に関して連携活動するものとし、具体的な内容に関しては、都度計画書等を作成、相互に問題がなきよう協議の上決定する。

- (1) メディア教育における連携
- (2) 職業体験の機会提供
- (3) 地域活性化の共同活動
- (4) 情報交換
- (5) 知見の相互活用

（人材の派遣）

第3条 甲は乙の要請があれば、事前に協議を行い、適切な局員などを授業・演習等に派遣する。また、乙は甲の要請があれば、事前に協議を行い、教員・学生が協力する。

第4条 人材の派遣に関する対価は、甲と乙で事前に協議し決定する。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、相手方の承諾を得た場合を除き、本協定に基づく活動により相手方から取得した情報を、第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ本協定に基づく活動以外の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、このかぎりではない。

- (1) 取得した時点ですでに公知であった情報
- (2) 取得した時点ですでに自己が保有していた情報
- (3) 取得した後に自己の責によらず公知となった情報
- (4) 取得した後に第三者から秘密保持契約を負うことなく適法に取得した情報

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間更新するものとする。その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、新たに必要な事項が生じた場合や連携・協力の細目については、その都度、別途協議して定める。

この協定書は2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通保有する。

令和 2年 2月 27日

(甲) 株式会社南日本放送
代表取締役社長

中野寿康



(乙) 鹿児島女子短期大学
学長

幾留秀一

